○中部地方整備局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
長野県下伊那郡根羽村五三一七番一四六から同村五三番三まで	前	三六・七六～五七・八〇	〇・〇四七
	後	三六・七六～七〇・三三	〇・〇四七

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十三号	長野県下伊那郡根羽村五三一七番一四六から同村五五〇三番三まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　令和七年四月一日

○中部地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
長野県下伊那郡阿智村智里三〇九二番九から同村智里三三六六番八まで	前	二二・六四～四〇・三四	〇・〇九八
	後	二二・六四～四二・一五	〇・〇九八

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○近畿地方整備局告示第五十一号

海岸法施行令（昭和三十一年政令第三百三十二号）第一条の五第二項の規定に基づき、海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第二項の規定により主務大臣が海岸管理者に代わって行う権限のうち、同政令第一条の五第一項第二十八号から第三十号までに掲げる権限を除く区域を定めたので、公示する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

一．日方水門

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(1)に掲げる地点と(8)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(1) 北緯三四度〇九分〇四秒七三六五　東経一三五度一二分〇四秒四八三七の地点
(2) 北緯三四度〇九分〇五秒七〇二一　東経一三五度一二分〇四秒五八九一の地点
(3) 北緯三四度〇九分〇五秒五二五八　東経一三五度一二分〇六秒二二七三の地点
(4) 北緯三四度〇九分〇五秒三五二一　東経一三五度一二分〇六秒二〇〇三の地点
(5) 北緯三四度〇九分〇五秒二八八八　東経一三五度一二分〇六秒八〇五三の地点
(6) 北緯三四度〇九分〇五秒〇七六七　東経一三五度一二分〇六秒八一八四の地点
(7) 北緯三四度〇九分〇五秒〇四八三　東経一三五度一二分〇六秒一五三〇の地点
(8) 北緯三四度〇九分〇四秒五六〇二　東経一三五度一二分〇六秒〇七六九の地点

二．内海水門

次に掲げる地点を順次結んだ線及び(9)に掲げる地点と(18)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海岸保全区域の区域

(9) 北緯三四度〇九分〇六秒六三四八　東経一三五度一二分二九秒九二九〇の地点
(10) 北緯三四度〇九分〇七秒〇一五四　東経一三五度一二分三六秒〇六八〇の地点
(11) 北緯三四度〇九分〇七秒〇三四四　東経一三五度一二分三六秒三二一九の地点
(12) 北緯三四度〇九分〇五秒二九八八　東経一三五度一二分三六秒四五七一の地点
(13) 北緯三四度〇九分〇五秒二六七八　東経一三五度一二分三六秒一八九二の地点
(14) 北緯三四度〇九分〇五秒一一六八　東経一三五度一二分三四秒五一五二の地点
(15) 北緯三四度〇九分〇三秒七五〇八　東経一三五度一二分三四秒六二一六の地点
(16) 北緯三四度〇九分〇三秒六二四〇　東経一三五度一二分三二秒三九三三の地点
(17) 北緯三四度〇九分〇三秒五〇一九　東経一三五度一二分三〇秒二四八五の地点
(18) 北緯三四度〇九分〇五秒〇〇四二　東経一三五度一二分三〇秒〇九四五の地点

○近畿地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年四月一日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
湖南市石部北二丁目二一〇四番から草津市大路三丁目字新屋敷六五番一まで	前	A 一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	三・三六三
		B 一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	八・〇〇二
	後	A 一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	三・三六三
		B 一〇・五〇～二〇・一九	五一・五〇～三五〇・八三	八・〇〇二

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。